

もしも日本語がわからない子どもが転入してきたら・・・



ご利用ください

MIA外国籍の子どもサポートセンター

宮城県には、現在2万人以上の外国籍の方が暮らしていますが、家族の来日とともに宮城県にやってくる子どもたちも大勢います。

それに伴い、県内各地の小中学校など教育の現場では、日本語学習支援を必要とする児童生徒への対応に苦慮しています。

子どもたちの置かれている状況も、いずれは本国へ帰るケース、将来にわたり日本で暮らすケース、目前に高校受験を控えているケースなど実にさまざまです。

こうした子どもたち一人ひとりの状況に合わせた日本語指導や母語による支援を、教育現場だけで担うことはかなり難しいことといえます。

日本語教育の基礎を身に付けた人材や母語に精通した人材が教育の現場にサポーターとして入ることで、教育現場の負担はかなり軽減されることでしょう。

次代を担う子どもたちは、地域のかげがえのない宝です。出身国や文化の違いにかかわらず、子どもたちが心身ともにすくすくと学校生活を送ることができるよう、公益財団法人宮城県国際化協会(MIA)がお手伝いをします。

もしも、日本語のわからない子どもが転入してきたら…
どうぞお気軽にご相談ください

TEL 022-275-3796



後援：宮城県教育委員会 仙台市教育委員会

2019年度版



日本語のわからない子どもが転入してきた場合、留意すべきポイントは？

- ① 日本語指導はできるだけ早い時期に開始することが望ましく、日本語を効率よく身に付けさせるためにも「日本語指導は、国語指導とは全く異なるもの」だということを認識し、日本語指導の経験を持たない担任など学校内の人材だけで対応しようとしなない。
- ② 保護者との面談は早い段階で行い、必要であれば母語支援サポーターを活用し、確実な意思疎通を図る。
- ③ 日本語による会話能力が高くても、教科を理解するための日本語能力が高いとは限らないことを理解する。



では、具体的にはどうしたらよいのでしょうか？

- ① 日本語のわからない児童生徒が転入してきた場合、まず所管の市町村教育委員会に独自の支援制度があるかどうかを確認し、制度が設けられている場合は、その制度の活用を申請する。(例:仙台市教育委員会「外国人子女等指導協力者派遣事業」)
- ② 所管の市町村教育委員会に支援制度がない場合、あるいはその制度の対象から外れた場合は、《M I A外国籍の子どもサポートセンター》へ相談し、必要な支援について協議する。

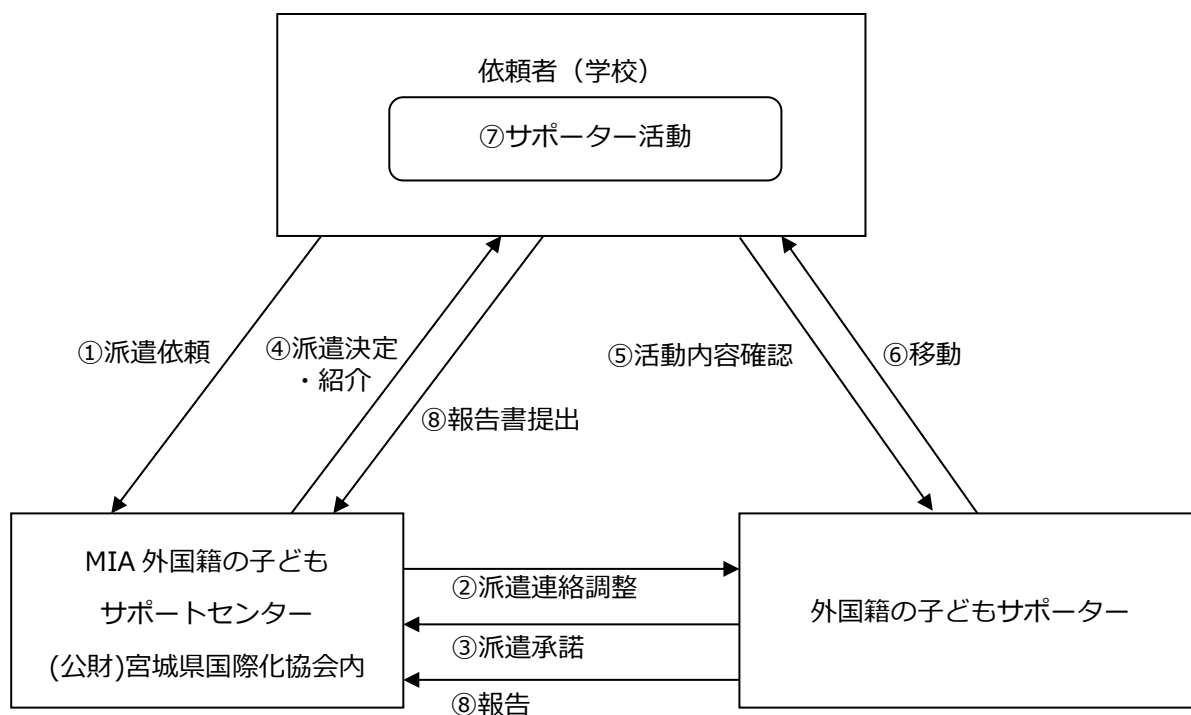


《M I A外国籍の子どもサポートセンター》には、具体的にどんな支援メニューがありますか？

- ① 日本語学習支援サポーターの派遣 (別表派遣ガイドライン参照)
- ② 母語支援サポーターの派遣 (別表派遣ガイドライン参照)
- ③ 子どもを対象とした日本語指導教材・教科指導教材等の教材の貸し出し。
- ④ その他、進学に関することなど外国籍の児童生徒の教育全般に関わること。

《M I A外国籍の子どもサポーター》派遣ガイドライン

1 派遣の流れ



※派遣には万全を期しますが、登録サポーターの状況により、対応が不可能な場合も考えられます。何卒、ご了承願います。

MIA 外国籍の子どもサポートセンター

【連絡先】

〒981-0914

仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号 宮城県仙台合同庁舎7階

公益財団法人宮城県国際化協会(MIA)内

受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（休日は除く）

TEL: 022-275-3796 FAX: 022-272-5063

E-mail : mail@mia-miyagi.jp

2 外国籍の子どもサポーターが派遣の対象となる活動

- (1) 県内の小・中学校における、外国籍児童生徒や保護者と学校側との意思疎通を補助するための通訳や翻訳
- (2) 県内の小・中学校における、外国籍児童生徒を対象とした日本語学習支援
- (3) 県内の小・中学校における、外国籍児童生徒を対象とした教科学習支援

3 活動の内容と外国籍の子どもサポーターの種類

活動内容によって、派遣サポーターの種類が変わってきます。

サポーターの種類	活動内容
母語支援サポーター	上記2の(1)、(2)、(3)
日本語学習支援サポーター	上記2の(2)、(3)

4 外国籍の子どもサポーターの派遣回数

市町村に同様の派遣制度がない場合	児童生徒一人につき最大40回
市町村に同様の派遣制度がある場合	市町村の派遣制度と併せて児童生徒一人につき最大40回

※1回の活動時間は概ね2時間程度です。

5 外国籍の子どもサポーター派遣にかかる費用

各サポーターには、(公財)宮城県国際化協会から謝金と交通費が支払われますので、依頼される学校側の負担はありません。ただし、必要とされる教材費等につきましては、学校側あるいは保護者の方でご負担願います。

